

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。特に学級規模の少人数化は保護者などの意見募集でも小学 1・2 年生のみならず、各学年に拡充すべきとの意見が大多数である。地方は独自の工夫で学級規模の少人数化をすすめてきているが、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また、東日本大震災等において、学校施設の被害や子どもたちの心のケアなど教育の早期復興のための予算措置、早期の学校施設の復旧など政府として人的・物的な援助や財政的な支援に継続的に取り組むべきである。

したがって、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、

強く要望する。

1. きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 24 日

茨城県桜川市議会

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成 18）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成 23）年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

1. 手話を音声日本語 (Japanese) と同様、国語 (National language) と同じ位置で教育を行う。
2. きこえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使えよう、ろう学校および一般校における環境整備を行う。
3. 手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を行う。
4. 以上を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 24 日

茨城県桜川市議会

平成 26 年 視察来庁

10/28 火

岩手県金ケ崎町議会

「真壁伝統的建造物群保存地区」の保存活動及び観光等への活用状況について意見交換

岩手県金ケ崎町議会町政調査会の委員 12 名が、行政視察に来庁されました。

当市議会からは潮田議長、市からは文化財課の職員が同席し、潮田議長の歓迎のあいさつ後に、上記について意見交換を行い、現地視察をしました。



10/30 木

群馬県玉村町議会

「歴史的風致維持向上計画」について意見交換

群馬県玉村町議会文教福祉常任委員会の委員 5 名が、行政視察に来庁されました。

当市議会からは飯島副議長、市からは文化財課の職員が同席し、飯島副議長の歓迎のあいさつ後に、上記について意見交換を行い、現地視察をしました。



福島県会津若松市議会

「真壁伝統的建造物群保存地区」の保存、利活用等に関する行政の取り組みについて意見交換

福島県会津若松市議会の公志会の会派の議員 3 名が行政視察に来庁されました。

当市からは文化財課の職員が同席し、上記について意見交換を行い、現地視察をしました。



11/17 月